平成11年4月11日　第1257号　発行：湯沢町役場総務課

広報ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう



あなたの一票を大切に。
今日は、新潟県議会議員一般選挙の投票日です。

春を代表する花といえば桜。雪国湯沢の町の木もベニヤマ桜です。

南北に長い日本列島では、桜の開花した地区と開花していない地区の境に線を引くと、天気図の前線のようになります。これが「桜前線」です。

桜の開花の観測は、全国の気象台や観測所で行われます。観測する桜の種類は違いますが、平均開花時期は沖縄県・名護で元日ごろ、それから北上を続け、4～5月の大型連休ごろには、津軽海峡を渡って北海道に達します。一番遅いのは根室で、5月20日ごろだそうです。

今年は2月、3月が暖かかったため、新潟の開花は4月8日ころという予想でした。湯沢で桜が満開となるのはもう少し先でしょうが、花見が楽しみですね。満開の桜を見ると気分が晴れやかになるのは、やはり日本人だからでしょうか。



なぜ「高い」と感じる？ 固定資産税

今月は固定資産税の納付月です。納税の準備はよろしいでしょうか。

固定資産税は、皆さんが所有している土地、建物などに課されますが、多くの方が「土地や建物といった不動産の市場価格が下がってきているのに固定資産税は下がるどころか、逆に上がっているようだ。どうして？」と感じているようです。そこで、土地と家屋について課税の仕組みについてお話したいと思います。

宅地の税金はどうして下がらないの？



「課税標準額」＝「評価額」が原則

固定資産税は、税金の基となる「課税標準額」に「税率」（1.4％）を乗じて算出します。税率はここ数年変わっていませんので、固定資産税が下がらない原因は課税標準額にあることがわかります。

また、固定資産税には「評価額」というものもあります。現在、評価額は国土庁が発表する地価公示価格（注）の7割を目途とすることになっています。簡単にいうと、評価額700万円の土地は、およそ1,000万円で取り引きされているということです。

課税標準額は本来、評価額そのものであることが原則です。しかし、湯沢町の宅地のほとんどは、課税標準額が評価額を下回っているのです。

（注）地価公示価格
国の省令や公的な基準などに基づいた評価手法により、近隣の地域においてごく標準の形状や環境である地点について、売り手や買い手の事情に偏らない正常な価格を示すもの。

なぜ課税標準額が評価額を下回っているのか

評価額は市場価格を反映させるため、3年に一度見直すことになっており、これを評価替えといいます。「課税標準額＝評価額」が原則ですから、評価替えにより見直された評価額に課税標準額はついていこうとします。評価額が下がれば、課税標準額も下がり、税額も下がることになります。

実は、湯沢町の平成6年の評価替えでは、評価額が異常なほど大幅に上がりました。しかし、そこで課税標準額を同様に上げると住民の税負担が重くなりすぎますので、年数をかけて徐々に上げていくことにしました。ここで、両者に大きな差が生じたのです。

ところが、その後土地の市場価格は下がり続け、平成9年には法律が改正され、市場価格が下がっている土地は評価額を直してもよいことになりました。このため、湯沢町における宅地の評価額は、平成9年の評価替えで下がったうえに、平成10年、平成11年とさらに下がっています。

このように評価額は下がってきているのですが、税額を計算する基となる課税標準額はまだ評価額よりも低いので、同じレベルになるよう平成6年以降徐々に引き上げてきています。（表1参照）これが税額が下がらない、高いと感じる原因なのです。

平成6年に評価額が大幅に上がった理由

バブル期、土地は高騰し、投機の対象となった土地の価格は一気に上がりましたが、評価額はこの動きについていけませんでした。そしてそのことで、値上がりした土地とそうでない土地との間に深刻な不公平が生まれました。

それは、同じ価値の土地なのに税金が大きく違うという現象です。（表2「バブル期」参照）平成6年、国はこのような不公平を改めるよう、固定資産税の評価額は地価公示価格の7割を目途とするという決まりを定めました。その結果、リゾートマンションの



土地は、課税標準額と評価額の乖離が原因

進出などバブルの影響を色濃く受け、土地が値上がりしていた湯沢町では、宅地の評価額が平均で約6倍に跳ね上がってしまったのです。

"同じ資産価値なら税金も同じ"が公平な税負担

皆さんの中には「土地の課税の仕組みはわかったが、この不況下で税金を上げなくてもいいのではないか。」と思う方もいらっしゃるかもしれません。しかし、公平な税負担を考えるとそうはいかないのです。同じ資産価値なら同じ税金にしなければなりません。

平成6年の評価替えでは、宅地の評価額が平均で約6倍に上がりましたが、中には3倍だったところも10倍だったところもあります。湯沢町で平成6年の評価額が210万円のB土地とC土地があったとします。市場価格に応じて、評価額が10倍に上がったC土地は、3倍だったB土地と資産価値が同じにもかかわらず税額が低くなっています。(表2参照)さらにBもCも平成6年以降、そこから税額が少しずつ上がっていくことになるため(課税標準額を評価額に徐々に近づけていくため)、長期にわたり、両者の税の負担額に大きな差が生じます。

これまでのお話は、土地の価格が下がっているのに固定資産税が下がらない理由を説明するためのものです。実際に税額を上げる場合は、あるべき税額よりも小さい場合に限られていますし、その上げ幅も小さくしています。大半は据え置きとしている状況であり、社会情勢などにも配慮しながら、税金の不公平をなくそうとしているのです。

なお、人が住むための住宅用地に関しては、課税標準額＝評価額ではなく、課税標準額＝評価額×6分の1(または3分の1)となっており、また制度がかなり複雑ですので、今回は省略します。

表1

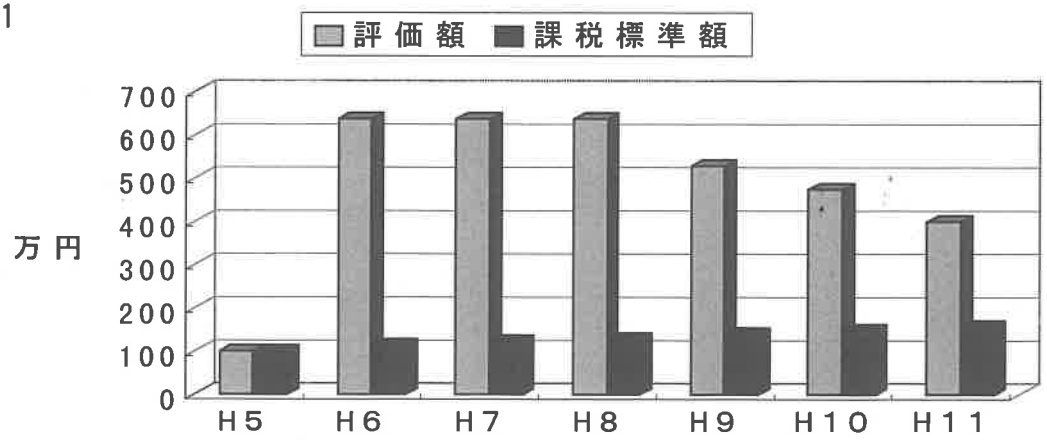


表2

		昭和50年代	バブル期		平成6年	
○×町A土地	市場価格	300万円	→ → →	300万円	300万円	課税標準額＝評価額という本来の姿。税額もあるべき税額。
	評価額	210万円	土地高騰の影響なし	210万円	210万円	
	課税標準額	210万円		210万円	210万円	
	税額	29,400円		29,400円	29,400円	
湯沢町B土地	市場価格	100万円	→ 3倍 →	300万円	300万円	評価額がAと同じ210万円に引き上げられたが、課税標準額はそれほど上がらず、税額は依然としてAより低い。
	評価額	70万円	土地高騰の影響あり	70万円	210万円	
	課税標準額	70万円		70万円	74万円	
	税額	9,800円		9,800円	10,300円	
湯沢町C土地	市場価格	30万円	→ 10倍 →	300万円	300万円	評価額がA・Bと同じ210万円に引き上げられたが、課税標準額はそれほど上がらず、税額はBよりさらに低い。
	評価額	21万円	土地高騰の影響大	21万円	210万円	
	課税標準額	21万円		21万円	26万円	
	税額	2,900円		2,900円	3,600円	

※わかりやすくするため、バブル期の土地高騰以外の要素(物価上昇等)は加味していません。
※昭和50年代～バブル期は、評価額の水準が土地の公示価格(売買価格)の約7割でした。

物価が上がれば、建物の価格も上がります

建物が古くなっていくのに税金が下がらないのはどうして?

建物に手を加えない限り評価額は上がりません

家屋も土地と同じように課税標準額＝評価額となっていますが、土地と家屋では大きな違いがあります。それは、「土地の評価額は上がることがあるが、家屋の評価額は、増築、改築などの手を加えない限り、上がることはない。」ということです。

家屋も評価額の見直しが3年に一度あります。普通3年も経てばあちこち傷んできますので、評価額が下がってよさそうです。皆さんが、「年数が経って古くなっていく家の評価額が下がらないなんておかしい。」「リゾートマンションがどんどん値崩れして安くなっているのに、評価額が下がらないのは変だ。」と思うのはある意味では当然のことなのですが、その疑問に対する答えが「再建築価格」です。

再建築価格を使う理由

建物を手に入れたときの価格で税額を決定したら、同じ建物でも安く手に入れた人とそうでない人とで税額が違ってしまいます。これでは不公平です。誰がどのような状況て手に入れた建物でも、同じものは同じ評価額にしなければなりません。

そのために家屋評価が行われます。国が決めた評価基準に基づき、実際の家屋を調査して、柱、壁、建具など部分別に材質やサイズなどを査定します。それを数値に置き換えて積算し、その数値に積雪寒冷地補正など各種の補正を加えて価格を決定します。これなら、同じ地区に建つ同じ建物なら同じ数値となります。

ところが、まだ不公平は残ります。材料費や人件費が年によって変わるように、国の評価基準も変わるからです。それは、建物を建てた年代によって家屋評価の数値が変わることを意味します。同じ建物でも建てた年によって評価額が異なり、税額が違ってしまうのです。そこで、登場するのが再建築価格です。

再建築価格とは、その建物と全く同じものを今建てるとしたらいくらかかるかを計算したものです。これなら、去年建てたものも10年前に建てたものも常に「現在」という同一基準で計算され、不公平が生じないからです。



その計算方法は?

家屋も評価額の見直しが3年に一度あることはお話しましたが、全ての建物を3年ごとに査定し直すのは不可能です。そこで、材料費、人件費が3年前と比較してどうなったかという「物価上昇率」を乗じて算出しています。

さらに建物そのものは年々傷んで古くなっていきますので、構造や用途によって国の基準として決められている「経年減点補正率」も乗じます。

表3は、昭和48年に建てた家の評価額の推移を示したものです。昭和50年代は、物価上昇率が高く、本来の評価額は、建てたときの350万円より上がりました。しかし、建物に手を加えない限りは評価額を上げないという原則がありますので、税金の計算の基となる実際の評価額は、350万円のまま据え置かれました。このため、税額が下がらないことになります。「古くなっていく家の評価額が下がらない」ことがあるのは、建物の傷み具合による減価だけでなく、物価の上がり具合も考慮されるためなのです。

評価額の下がりにくい建物もあります

もし物価が下がれば、建物の傷み具合による減価と相まって評価額が下がりやすくなります。でも、なかなか評価額の下がらない建物もあります。それは次のような建物です。

◎建築年の古い建物

経年減点補正率は、0.20より下がりません。これは建物がある以上、2割までは価値を残しておかなければならないという考えに基づいています。

家屋のポイントは、「再建築価格」



◎鉄骨造や鉄筋コンクリート造など耐用年数の長い建物

耐用年数が長いと経年減点補正率が0．20まで下がるのに長い年数がかかります。下がり方も非常に緩やかなため、評価額がなかなか下がりにくくなります。

「リゾートマンションなどの固定資産税が安くならない」のは、実際に売買されている値段で評価額を決めているのではなく、国の客観的な基準で査定（家屋評価）して再建築価格を算出していることと耐用年数が長いため、極端に下がらないということなのです。

なかなか下がらない土地と家屋の固定資産税について、できるだけ簡単に説明してきましたが、いかがでしたでしょうか。

日本国憲法では、国民の納税義務を唱える一方で、「租税法律主義」を掲げています。これは、市町村長などが勝手に税金を作ったり、無くしたり、上げたり、下げたりできない、つまり法律で決められた方法でしか税金を課すことができないということです。例えば固定資産税は、地方税法によってしか課すことができません。税金は、公平に課さなければならないからです。このことを第一にご理解いただきたいと願っています。

湯沢町の収入の5分の3を占める重要な財源である固定資産税。近日中に皆さんに送られる納税通知書の中には、簡単な説明書と課税明細書が同封されますので、ご覧のうえ、納税をよろしくお願いします。

もし、不明の点等がありましたら、税務課（℡84・3452）にお問い合わせください。皆さんのご理解が得られるよう今後とも努力していきたいと考えています。

表3

昭和48年（経過年数）	昭和51年（3年）	昭和54年（6年）	昭和57年（9年）	昭和60年（12年）	昭和63年（15年）	平成3年（18年）	平成6年（21年）	平成9年（24年）
経年減点補正率	0．70（C）	0．65	0．60	0．55	0．49	0．44	0．29	0．22
物価上昇率	1．50（B）	1．20	1．24	1．03	1．02	1．14	1．16	0．96
本来の評価額 350万円（A）	368万円（A×B×C）	410万円	469万円	443万円	402万円	412万円	315万円	229万円
実際の評価額 350万円	350万円	350万円	350万円	350万円	350万円	350万円	315万円	229万円
固定資産税 49，000円	49，000円	49，000円	49，000円	49，000円	49，000円	49，000円	44，100円	32，000円

4月20日（火）告示
4月25日（日）投票
「町議会議員選挙」

選挙人名簿への登録

選挙人名簿への登録は、4月19日を基準日とします。湯沢町の選挙人名簿には、湯沢町に平成11年1月19日以前から住所を有する人（1月19日以前に転入届をした人）で、昭和54年4月26日以前に生まれた人が登録されます。

投票所入場券

投票所入場券は、4月21日には各世帯に届くよう、黄色い封筒で郵送します。

不在者投票はお早めに

投票日に、仕事や旅行で投票区内にいない場合は、不在者投票ができます。

【期間・時間】
4月20日から4月24日まで（土曜日もできます。）
午前8時30分～午後8時

【場所】
役場3階　選挙事務室
TEL 84・3577

【持参するもの】
投票所入場券
※印鑑は不要です。

また、次のような理由により、投票日に投票所へ行って投票ができない人も不在者投票ができます。

①町外に滞在中の場合
仕事などで他の市区町村に長期滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に行って不在者投票ができます。
この場合は、「投票用紙及び投票用封筒の請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、湯沢町選挙管理委員会に提出して、投票用紙の交付を受けてください。

②指定病院等に入院している場合等
指定病院に入院している人や指定施設に入所している人は、病院長等に申し出ると、そこで不在者投票ができます。投票用紙などの請求は、病院長等がしてくれますので、指示に従ってください。

③自宅療養者の場合
身体に重度の障害があり、障害の程度が規定に該当する場合で、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けている人は、自宅から郵便により投票を行うことができます。詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】
湯沢町選挙管理委員会
TEL 84・3577

投票所一覧
（午前7時開所・午後8時閉鎖）

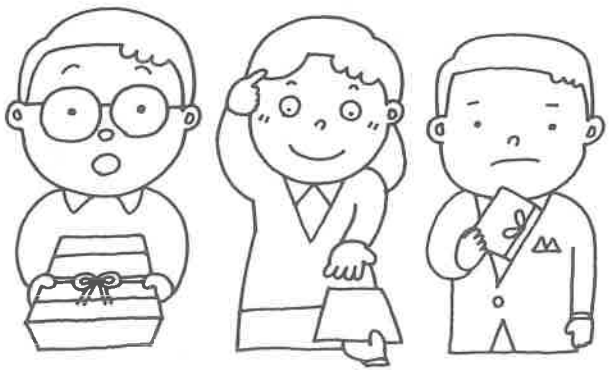
投票区	投票所
第1投票区	湯沢町公民館浅貝分館
第2投票区	二居集会所
第3投票区	三俣小学校
第4投票区	芝原生活改善センター
第5投票区	神立保育所
第6投票区	神立中央会館（栄町）
第7投票区	土樽小学校
第8投票区	滝之又会館
第9投票区	土樽集落開発センター
第10投票区	湯沢町公民館
第11投票区	湯沢小学校

※第4投票区と第9投票区は、今日行われる県議選と投票所が異なります。ご注意ください。

立候補予定者は24人？

3月30日に役場で行われた立候補事務説明会の出席者名簿には、24名の立候補予定者の氏名が記載されました。

激戦が予想されますが、ルールを守ってきれいな選挙をしましょう。



贈らない　求めない　受け取らない

お忘れなく！農地転用許可



農地は食糧の大切な供給源。時代の移り変わりとともに様々な目的に使われていくのは当然のことですが、どんな小さな農地でもこれを計画的に行わなければなりません。

農地に家を建てたりするときは、県知事の農地転用許可が必要ですので、必ず手続きをしてください。

①田や畑を多目的に使いたい。
地目を変更したい。

農地を耕作目的以外で使うときは、農業委員会を通じて県に農地転用の許可申請をしてください。

無許可で転用を行うと、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科されることがあります。また許可を受けていないと、土地の登記手続きができず、相続のときなどトラブルの原因になります。

②申請したが、早く工事を始めたい。

申請書類の審査後に町農業委員会及び新潟県農業会議の承認を得ることが必要なため、許可には2ヶ月ほどかかります。

許可が出る前に整地工事などに着手すると、工事中止や原状回復命令（作ったものを壊してもとに戻す。）が出されることがあります。

③申請と違うものを作りたい。

申請時と違う目的に使用する場合、もしくは事業者が変わる場合は、変更手続きが必要です。手続きをしないで他の目的に使用すると、原状回復命令がでることがあります。

【問い合わせ】
湯沢町農業委員会事務局
TEL84・3055
新潟県六日町農地事務所
TEL72・2662

環境美化で浅貝町内会に感謝状が贈られました

3月26日、国道353号線等の環境美化に対する浅貝町内会の活動に対し、六日町土木事務所長から記念品と感謝状が贈られました。これまで道路脇の植樹など緑化推進に尽力してきた成果が認められたものです。

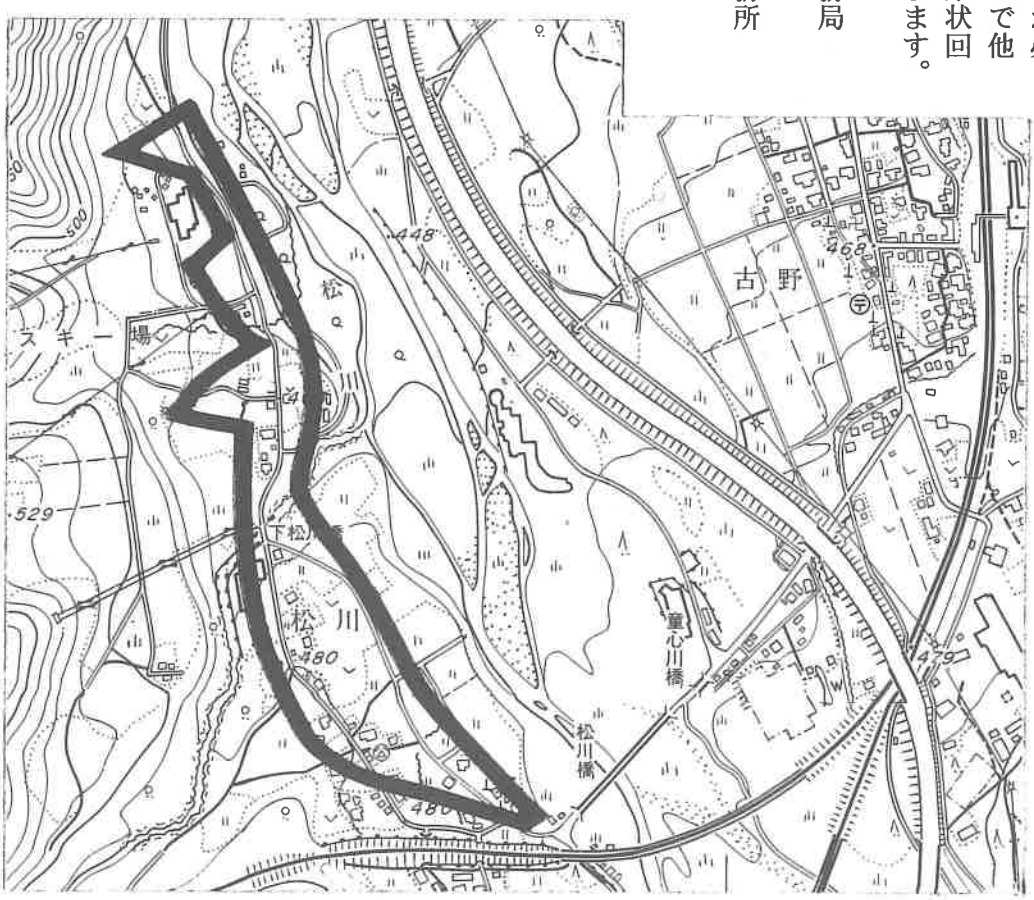
木々や草花は、四季折々その美しい姿を見せてくれるだけでなく、街の景観づくりにも役立っています。湯沢がいつまでも緑あふれる街であって欲しいものですね。



松川も下水道の接続が可能に

土樽松川浄化センターの完成に伴い、松川（図の囲み部分）で下水道への接続が可能となりました。

なお、土樽も引き続き工事を進めていきますので、もうしばらくお待ちください。

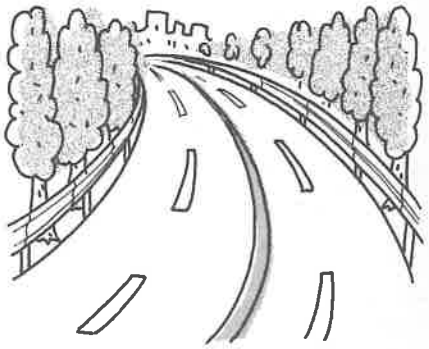


住民参加による道路づくり

一般国道17号「湯沢塩沢道路」

一般国道17号「湯沢塩沢道路」で、住民参加による道路づくりを進めています。検討されている「湯沢塩沢道路」は、湯沢ICから塩沢石打ICの範囲で、現在の道路を広げたり、別のルート等により整備することが考えられています。昨年10月には、住民参加による道路づくりや一般国道17号の役割・問題点・整備の必要性について広く意見を聞くため、第1回の意見募集が行われ、113名の方からご意見をいただきました。

第2回目となる今回は、前回寄せられたご意見をパンフレット等で公表するとともに**「豊かな地域づくりに湯沢塩沢道路の整備をどう活かすか」をテーマに意見募集**を行います。ご意見は、意見募集用はがきでお寄せください。FAXや電子メールでも結構です。できるだけ多くの皆さんからの幅広いご意見をお待ちしています。



【意見募集期間】

平成11年5月31日（月）まで

【意見募集方法及び前回募集結果の公表】

①ホームページアドレス

http : / / www . hr . moc . go . jp / tykoku /

（メールアドレス　id03 @ nagaoka - moc . go . jp）

②パンフレットと意見募集用はがきの設置場所

建設省長岡国道工事事務所

建設省湯沢道路情報ターミナル（大字神立R17沿い）

湯沢町役場建設課、塩沢町役場、六日町役場、大和町役場

【問い合わせ】

建設省長岡国道工事事務所　調査課　TEL 0258 - 36 - 4551　FAX 0258 - 34 - 3186

湯沢町役場　建設課　TEL 84 - 4852　FAX 80 - 6072

皆さんのご意見を募集します

六日町警察署から

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、4月1日から施行されました。

◇派遣型ファッション・ヘルス、アダルトビデオ等の通信販売、インターネット等利用のアダルト画像送信などの性風俗特殊営業を営もうとする者には、公安委員会への届出が義務付けられます。

◇性風俗特殊営業に関する広告物の表示・ビラの領布等が特定の地域を除き禁止されます。

改正内容など詳しくは、六日町警察署生活安全課（TEL 70 - 0110）にお問い合わせください。

兵庫県外にお住まいの阪神・淡路大震災被災者の皆さんへ

◎兵庫県に戻りたい方は、登録してください。

兵庫県内の公営住宅の募集情報や民間賃貸住宅への入居、持ち家再建などの情報提供や相談を個別に行います。

登録用のハガキを情報紙「ひょうご便り」に同封してお送りしますので、登録してください。

◎情報紙を送付します。

住宅募集などの支援施策や県外での交流会の情報などを掲載した「ひょうご便り」を希望される方に無料でお送りします。

◎通話無料の専用フリーダイヤルで相談に応じます。

住宅、こころ、教育などの各種相談に応じています。

【県外居住被災者専用電話】

TEL 120 - 78 - 4133

※登録及び「ひょうご便り」の送付は、兵庫県生活復興局生活復興推進課（TEL 078 - 362 - 4216）でもお受けしています。

暮らしの税金Diary日記

4　月

【最終回】

結婚退職したゆめ子の同僚は、式の準備や新居の整理とかで忙しい毎日を送っているそうです。家計のことも考えて、そのうちまた仕事に出たいと言っていたけれど、当分先のことになりそうみたい。



人生の転機に考える税金

年の途中で退職し再就職していない場合、今まで納めていた所得税が還付されることがあります。還付してもらうためには、確定申告が必要です。以前勤めていた会社から源泉徴収票をもらい、還付申告書と併せて、年明けに税務署に提出します。なお、退職金については、退職のときに「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出していれば、それで一切の手続きは済んでいます。また、退職した年の収入に対して翌年、住民税がかかってくることもあります。退職を機に、今まで自分は給料をいくらもらっていて、そこからどのくらいの税金を払って（天引きされて）いたのかを考えてみましょう。

■所帯をもったら

さて、結婚し所帯をもつことによって、さまざまな税金がかかわってきます。

配偶者控除と配偶者特別控除は、妻の年収によって、夫が受けられる控除です（逆の場合もあります）。また扶養控除は、子どもが生まれたら受けられるというもの。ちなみに、出産は病気ではないので医療保険は適用できませんが、出産にかかる費用は医療費控除の対象になります。

◇　◇　◇

退職して家事に専念、それともひと区切りついたら再就職――いずれにしろ第二の人生の始まりです。どんな場面にもかかわってくる税金に、常に気を配っていきたいものです。



平成11年度自衛隊・海上保安学校採用試験のお知らせ

自衛隊幹部候補生採用試験

【受験資格】
・昭和49年4月2日から昭和53年4月1日の間に生まれた者で、大学卒業程度の学力を有する者
・学校教育法による大学院修士課程修了者（見込みを含む。）については、昭和47年4月2日以降に生まれた者

【受付期間】
5月14日まで

【試験日】
平成11年5月29日・30日

【申込・問い合わせ】
自衛隊新潟地方連絡部長岡出張所
TEL0258・33・0256
または役場総務課庶務係
TEL84・3451

海上保安学校学生採用試験

【採用予定数】
船舶運航システム課程約60名

【受験資格】
昭和50年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げる者
①高等学校を卒業した者及び平成11年9月までに卒業する見込みの者
②中等教育学校を卒業した者及び平成11年9月までに卒業する見込みの者
③高等専門学校の第3学年の課程を修了した者
④その他大学入学資格検定に合格した者等人事院が①②に掲げる者と同等の資格があると認める者

【受付期間】
4月12日から4月20日まで

【試験日】
第一次試験
平成11年5月23日
第二次試験
平成11年7月6日から8日のうち1日

【申込・問い合わせ】
第九管区海上保安本部総務部人事課
TEL0120・444・576



歩いて健康づくり 保健センターより
参加しよう［100万歩運動］

100万歩運動って何？

健康の基本は歩くこと。平成8年から始められました。

4月から12月の間、毎日の歩数を記録し、歩数の合計が100万歩になるのを目指します。

記録用紙は、保健センターと公民館にあります。

健康に効果あり！

実際に達成者の8割が、運動後の健診データが良くなっています。下表のとおり体脂肪率は3割、それ以外の項目では4割の人が改善されました。参加者からは健康増進に役立ったとうれしい声が届いています。やっぱり歩くことは身体にいいんですね。

平成10年は143人が達成！



	数値が良くなった人の割合（%）
体重	41. 4
体脂肪率	32. 3
総コレステロール	42. 4
HDL コレステロール	40. 4
中性脂肪	42. 4
血糖	41. 4
ヘモグロビン A1C	38. 4

角谷先生からアドバイス

（角谷整形外科医院）

①心臓病あるいは他の病気で主治医から運動を控えるように言われている方は、主治医とよく相談してからはじめましょう。

②慢性の膝関節痛、腰痛のある方は、1日20分くらいゆっくり歩きましょう。無理をせず、痛みを感じたら休みましょう。

③中高年の方は、1日30～40分くらいゆっくり歩きましょう。

交通事故には十分注意！

特に夜間の歩行は、ドライバーから確認しづらいため、非常に危険です。懐中電灯を持ったり反射シール等を身につけ、安全を確保しましょう。保健センターでは、女性ドライバーの会より反射ベルトやシールなどの紹介を受け、展示と斡旋をしています。ご利用ください。

反射ベルト　500円
靴に貼るシール　200円



名前　ルル（オス、3歳9ヶ月）
（抱いているのは、湯沢中二年の亜弓さん）
住所　湯沢町下中・高橋茂さん方
特技　「おすわり」ができます。

動物も湯沢の住民の一人（一匹？）です。あなたの大切な家族の一員を紹介しませんか。
掲載をご希望の方は、お電話（TEL84・3451）ください。



3月の建設工事等入札結果　（落札額500万円以上）

番号	工事名等	契約金額（円）	請負業者
建第58号	芝原1号線削井	7，350，000	㈲俵山さく泉
福保第11号	土樽保育所未満児室及び調理室改修	14，574，000	㈲半沢建設
特下第261号	路面本復旧（その2）	8，295，000	関越舗道㈱
下第232号	路面本復旧（その2）	14，490，000	日東建設㈱新潟営業所
下第231号	路面本復旧（その1）	9，030，000	日東建設㈱新潟営業所
特下第255号	汚水管渠新設（その10）	11，655，000	㈱山井建設
特下第254号	汚水管渠新設（その9）	16，065，000	㈱山井建設
特下第253号	汚水管渠新設（その8）	17，850，000	㈲両山建設
特下第252号	汚水管渠新設（その7）	17，482，500	㈱中島工務所
特下第251号	汚水管渠新設（その6）	7，455，000	㈲両山建設
下第218号	汚水枝線新設（その41）	9，187，500	森下企業㈱
下第217号	汚水枝線新設（その40）	10，710，000	㈲湯沢重機建設
下第216号	汚水枝線新設（その39）	13，440，000	㈱文明屋
下第215号	汚水枝線新設（その38）	16，432，500	日東建設㈱新潟営業所
下第214号	汚水枝線新設（その37）	22，155，000	㈱中島工務所
下第213号	汚水枝線新設（その36）	14，595，000	㈲剱持水道設備
下第212号	汚水枝線新設（その35）	18，270，000	㈱森下組
下第211号	汚水枝線新設（その34）	9，765，000	㈱つどい総業
下第210号	汚水枝線新設（その33）	19，320，000	㈲湯沢重機建設
下第209号	汚水枝線新設（その32）	11，119，500	㈱徳秀
下第208号	汚水枝線新設（その31）	7，833，000	㈱豊田屋建設
下第207号	汚水枝線新設（その30）	11，970，000	㈱豊田屋建設
下第206号	汚水枝線新設（その29）	14，836，500	㈲貝瀬建設
下第205号	汚水枝線新設（その28）	15，540，000	㈱文明屋
下第204号	汚水枝線新設（その27）	7，350，000	㈲貝瀬建設
下第203号	汚水枝線新設（その26）	11，130，000	㈱エムケイ設備
下第202号	汚水枝線新設（その25）	14，910，000	㈱林組
下第201号	汚水枝線新設（その24）	24，360，000	㈱山井建設
改維第1－2号	岩原川原線道路改良	6，090，000	㈱森下組

平成11年4月1日付湯沢町職員異動

氏名	新所属	旧所属
課長級		
南雲　正	企画調整課　課長兼企画調整係長事務取扱	企画調整課　課長
南雲洋治	出納室　参事兼出納係長事務取扱	福祉保健課　参事兼保育係長事務取扱
山本茂正	ロープウエー事業所　参事兼総務係長事務取扱	企画調整課　参事兼企画調整係長事務取扱
補佐級		
井熊満義	農林課　課長補佐兼農林施設係長事務取扱	建設課　課長補佐兼管理係長事務取扱
上村憲夫	下水道課　課長補佐兼管理係長事務取扱	ロープウエー事業所　次長兼総務係長事務取扱
青山　薫	建設課　課長補佐兼管理係長事務取扱	出納室　副参事兼出納係長事務取扱
並木　進	水道温泉課　課長補佐兼温泉施設係長事務取扱	下水道課　課長補佐兼管理係長事務取扱
田村久芳	総務課　副参事兼電気係長事務取扱	総務課　電気係長
係長級		
角谷誠次	福祉保健課　保育係長	住民課　住民係長
南雲利巳	福祉保健課　介護保険係長	農林課　農林施設係長
腰越則夫	住民課　住民係長	福祉保健課　保健係長
高橋勝彦	福祉保健課　保健係長	建設課　用地係主任
主任級		
南雲正恵	水道温泉課　業務係主任	建設課　管理係主任
笛田節夫	建設課　建設係主任	下水道課　工務係主任
林　建司	建設課　用地係主任	南魚沼郡広域事務組合派遣
池田文敏	企画調整課　企画調整係主任	企画調整課
高野　剛	下水道課　工務係主任	建設課
高橋　功	総務課　庶務係主任	総務課
一般職員		
半澤祥治	建設課	観光課
山崎　力	観光課	ロープウエー事業所
角谷和男	水道温泉課	学校教育課
角谷恵美子	中央保育所	ロープウエー事業所
南雲佐智子	ロープウエー事業所	中央保育所
武見貞雄	学校教育課	ロープウエー事業所
笛木　尚	福祉保健課	(新採用)
保育士		
小幡裕子	浅貝保育所　所長	湯沢保育所　所長
高橋真喜子	神立保育所　所長	浅貝保育所　所長
田村真理子	湯沢保育所　所長	神立保育所　所長
原澤梅子	神立保育所　主任保育士	中央保育所　主任保育士
阿部和子	中央保育所　主任保育士	神立保育所　主任保育士
笛木春子	土樽保育所　主任保育士	湯沢保育所　主任保育士
片桐都子	神立保育所　主任保育士	土樽保育所　主任保育士
腰越和子	神立保育所　主任保育士	土樽保育所
樋口すえ子	浅貝保育所　主任保育士	土樽保育所
南雲友江	中央保育所	浅貝保育所
南雲恵美子	湯沢保育所	中央保育所

平成11年3月31日付退職

氏名	旧所属
腰越正茂	水道温泉課　副参事
南雲紀子	水道温泉課　副参事
南雲ヒロ子	福祉保健課　主任

平成11年度教職員異動

転　入

学校名	職名	氏名	前任校	職名
三国小学校	校長	小川文雄	板倉町　針小学校	教頭
	教諭	近　聡子	長岡市　川崎小学校	教諭
三俣小学校	教頭	田限裕二	頸城村　南川小学校	教諭
	教諭	小池貴弘	新潟市　大形小学校	〃
神立小学校	教諭	石井達也	湯沢町　三俣小学校	教諭
	〃	竹村勢津子	塩沢町　第二上田小学校	〃
土樽小学校	校長	種村清作	長岡市視聴覚センター（千住小学校）	視聴覚教育主事
	教諭	鈴木道子	六日町　城内小学校	教諭
	〃	阿部順延	六日町　北辰小学校	〃
湯沢小学校	校長	須藤輝夫	広神村　東小学校	校長
	教諭	堀江　哲	三条市　一ノ木戸小学校	教諭
	講師	小船井堅真	（新卒）	
湯沢中学校	教諭	渡邉倫幸	三条市　第一中学校	教諭
	〃	田中　力	小千谷市　小千谷中学校	〃
	〃	山村一義	十日町市　十日町中学校	〃
	〃	西野葉子	大和町　大和中学校	〃
	〃	柳　正	新潟市　大形中学校	〃
	〃	山本達也	新潟市　上山中学校	〃
	〃	廣瀬正宏	与板町　与板中学校	〃
	〃	工藤敦子	燕市　小池中学校	〃
	講師	長井直樹	六日町　五十沢中学校	講師

転　出

学校名	職名	氏名	新任校	職名
三国小学校	校長	横尾二二秋	白根市　新飯田小学校	校長
	教諭	池田信夫	小千谷市　塩殿小学校	教諭
三俣小学校	教頭	山崎　正	燕市　大関小学校	教頭
	教諭	石井達也	湯沢町　神立小学校	教諭
神立小学校	教諭	野口幸恵	大和町　赤石小学校	教諭
土樽小学校	校長	松田幹人	大和町　大和中学校	校長
	教諭	倉田真弓	笹神村　笹岡小学校	教諭
	〃	桜井賢司	守門村　上条小学校	〃
湯沢小学校	校長	酒井勝吉	三条市　第一中学校	校長
	教諭	滝沢正浩	津南町　津南原小学校	教諭
湯沢中学校	教諭	関　勝人	大島村　大島中学校	教頭
	〃	山田智子	長岡市　市立養護学校	教諭
	〃	渡邉美好	長岡市　堤岡中学校	〃
	〃	須藤剛司	小千谷市　小千谷中学校	〃
	〃	神田智美	五泉市　川東中学校	〃
	〃	久保俊幸	田上町　田上中学校	〃
	〃	渡邉恵利	山北町　山北中学校	〃

●●年に一度は人間ドック●●
国保が助成します

高血圧や動脈硬化、がんなどの成人病は、自覚症状の無いまま身体の中で静かに進行します。早期発見のためにも、ぜひ人間ドックを受けましょう。生活習慣を見直すきっかけにもなります。

【対象者】
昭和5年4月2日から昭和35年4月1日生まれの方で、湯沢町に住所を有し、国民健康保険の被保険者期間が通算して1年以上の人

【助成額】
1件当たり27,800円

【申込方法】
対象となる国保加入者の方に郵便（はがき）で連絡をしますので、そのはがきに必要事項を記入して提出してください。

【申込期限】
4月16日（金）　※定員になり次第締切となります。

【申込・問い合わせ】
住民課国保年金係　℡84－3453

青少年旅行村の食堂経営者を募集

大源太キャニオン青少年旅行村内の食堂（旧そうめん流し）の営業受託者を募集します。

【募集期間】
4月12日（月）～19日（月）
午前8時30分～午後5時15分

【応募方法】
所定の応募用紙に食堂営業計画書を添付し、提出してください。
応募用紙は、観光課に用意してあります。

【契約条件】
使用料等契約条件は、別途協議のうえ、決定します。

【応募・問い合わせ】
観光課
℡84・4850

国際大学留学生 日本語発表・交流会

日頃の成果を発表するとともに、地域の皆さんとの交流を深めようとするものです。参加をお待ちしています。

【日時】
4月23日（金）
午後6時30分～9時

【会場】
国際大学図書館3階ホール

【申込・問い合わせ】
4月15日まで。
℡79・1498
FAX79・4441

行政相談は4月14日（水）に変更となりました

時間、場所、相談員に変更はありません。

電源開発㈱ 奥清津電力所から

雪融けの時季です。清津川の増水に十分注意してください。

湯沢郵便局異動

（　）は前職

局長　高橋　昌也
（湯沢局副局長）

副局長　勝又由喜男
（大崎局局長代理）

退職　佐藤　龍沖
（湯沢郵便局長）

ご結婚おめでとうございます

3月25日　清水　健司さん（堰場）
（吉岡）多佳子さん（堰場）



お誕生おめでとうございます

3月21日　南雲　由美子（ゆみこ）さん（原、政二・清子さん）



ご逝去お悔やみ申し上げます

3月20日　髙橋　アヤ子さん（上中、90歳）
3月23日　南雲　清吉さん（原新田、75歳）
3月25日　南雲　袈裟太郎さん（原新田、72歳）
3月31日　原沢　タケオさん（中里、82歳）

※戸籍に記載されている文字に類似した文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載したくない場合は、届出の際に申し出てください。

まちのうごき

3月届出分		4月1日現在		（前年比）
出生	5	男	4,524	（－26）
死亡	7	女	4,580	（＋22）
転入	78	計	9,104	（－4）
転出	118	世帯	3,176	（＋39）